

静岡理工科大学 学術機関リポジトリ運用規程

平成31年（2019年）1月30日 制定

（趣旨）

第1条 静岡理工科大学（以下「本学」という。）において運用する静岡理工科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程においてリポジトリとは、本学の学術研究成果を社会に還元し、もって学術研究及び社会に貢献することを目的として、本学の構成員が作成にかかわった電子的形態の学術研究成果を、網羅的に収集、蓄積及び保存を行い、インターネットを通じて学内外に無償で公開することをいう。

（管理運営）

第3条 リポジトリの管理運営の責任者は、静岡理工科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館長をもって充てる。

2 リポジトリの管理運営は、図書館において行うものとし、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）学術成果のリポジトリへの登録に関する事項
- （2）登録を希望する者に対する成果物等の著作権等に関する調査の支援に関する事項
- （3）その他、リポジトリの管理運営に関する必要な事項

（登録申請者）

第4条 リポジトリに成果物等を登録申請できる者（以下「登録申請者」という。）は以下のとおりとする。

- （1）本学に在籍する教職員及び大学院生
- （2）本学に在籍したことのある教職員及び大学院生
- （3）その他、附属図書館長が特に認めた者

（登録範囲）

第5条 リポジトリに登録する成果物等は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- （1）登録申請者が本学在籍中に作成又は作成に関与した成果物等であること
- （2）電子的形態で作成又は複製され、ネットワークを通じて配信できるものであること
- （3）登録申請者が登録を希望したものであること
- （4）著作権及び知的財産権に係る法令並びに本学の規程等を遵守しているものであること

- (5) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること
- ア 名誉、プライバシー等の人権に関する事項
 - イ 情報セキュリティに関する事項
 - ウ 守秘義務に関する事項
 - エ 公序良俗に反する事項
- (6) その他、公開することに問題が生じないものであること

(登録手続)

- 第6条 登録申請者は、申請を行うに際し、登録しようとする成果物等を図書館が別に定める電子媒体上の形式に加工し、第8条の規定に基づく著作権処理を完了した上で、別に定める「静岡理工科大学学術機関リポジトリ登録申請・公開許諾書（様式第1号）」（以下「許諾書」という。）と併せて図書館長に提出するものとする。
- 2 本学発行の紀要に掲載された成果物等を登録する場合は、本条第1項の規定に基づき成果物等を社会連携課が登録申請者に代わり図書館へ提出するものとする。
 - 3 図書館長は前2項に基づき提出された許諾書を審査した上で、許可するものとする。
 - 4 前項により許可された成果物等に関する登録は、図書館が行う。

(登録された成果物等の利用許諾)

第7条 登録申請者は、図書館がリポジトリにおいて行う次の各号に掲げる著作権法に基づく権利の行使について、無償で許諾を与えるものとする。

(1) 複製権

- ① 該当成果物を複製し、書誌情報を付与の上、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- ② 複製物の保存及び可読性の維持のための複製又は媒体変換を行うこと。

(2) 公衆送信権

ネットワークを通じて、前号の複製物を公開（送信）すること。

(著作権の処理および利用許諾)

- 第8条 登録申請者は、登録を希望する成果物等について、第6条に規定する申請を行う前に著作権法に基づく複製権並びに公衆送信権の行使の許諾の手続きを完了しておかなければならない。
- 2 登録申請者は、登録を希望する成果物の著作権が複数の者に帰属する場合または登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ全ての著作権者に対して著作権法に基づく複製権並びに公衆送信権の行使の許諾を得なければならない。

(登録された成果物等の著作権)

第9条 学術成果がリポジトリに登録された後も、著作権等は著作権者の元に留保される。ただし、リポジトリとして形成されたデータベースの著作権は、本学に帰属するものとする。

(利用条件)

第10条 リポジトリに登録された成果物等を利用する者は、著作権に関する法令等に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(成果物等の削除)

第11条 登録された学術情報等の削除は、次の各号のいずれかに該当し、図書館長が認めた場合に行うものとする。

- (1) 登録申請者が、理由を付して内容の削除の申出を行った場合
- (2) 公序良俗に反する場合
- (3) 盗用、剽窃によることが明らかになった場合
- (4) 内容が著しく不適切である等の場合
- (5) その他、公開によって支障が生じていると認められる場合

2 登録された学術情報等に関して、前項第2号から第5号のいずれかの指摘を受けた場合は、図書館長は速やかに当該学術情報等の公開を一時停止する措置を講ずる。

3 図書館長は、前項に基づき公開の一時停止した場合、当該内容について審査を行う。この結果、本条第1項第2号から第5号のいずれかに該当すると認めた場合、図書館長は、当該学術情報等の削除を行うものとする。

(免責事項)

第12条 登録された成果物等の内容に関する責任は、全て登録申請者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された学術成果物等の登録、公開、利用によって生じた登録申請者、著作権者または利用者のいかなる損害・不利益について、一切その責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 リポジトリの取り扱いに関して、この規程に定めのない事項は、図書館と社会連携課、その他関係者の間で協議するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃手続きは、大学評議会が審議する。

附 則

この規程は、平成31年（2019年）1月30日から施行実施する。